

令和5年8月2日

報道機関各位

# 7月31日 <sup>こうひょう</sup>降雹等被害による見舞金の給付について

総務部安心安全課  
福祉こども部社会福祉課  
農政部農政課

7月31日（月）の <sup>こうひょう</sup>降雹 及び暴風雨被害による見舞金の給付及び給付に必要となる <sup>りさい</sup>罹災 証明書の申請について下記のとおり情報提供いたします。

## 1 住家被害に関する見舞金の給付について

### 【見舞金給付】

- ・見舞金：1世帯につき2万円
- ・対象者：市内に住民登録があり、居住している住家へ被害のあった人
- ・対象被害：屋根、窓ガラス、外壁、雨どい、などの破損
- ※アパート、車庫、物置、倉庫等、住家でない建物及び自動車への被害は対象になりません。
- ・申請に必要なもの：<sup>りさい</sup>罹災 証明書（安心安全課から交付）  
振込口座届出書（罹災証明書と同時に配布）
- ・担当課：福祉こども部社会福祉課
- ※内容を確認のうえ後日振込いたします。

### 【罹災証明書申請受付】

- ・申請に必要なもの：被害状況のわかる写真
- ・対象者：市内に住民登録があり、居住している住家へ被害のあった人
- ・対象被害：屋根、窓ガラス、外壁、雨どい、などの破損
- ・受付：総務部安心安全課（市役所東館3階）、各支所庶務課、各公民館

## 2 農業被害に関する見舞金の給付について

### 【見舞金給付】

- ・見舞金：1経営体につき5万円

- ・申請に必要なもの：罹災<sup>りさい</sup>証明書（農政課で発行）、預金通帳

【罹災<sup>りさい</sup>証明書申請受付・発行】

- ・対象者：降雹<sup>こうひょう</sup>及び暴風雨により農作物、園芸施設、畜舎の被害にあわれた農業経営体
- ・申請に必要なもの：被害状況のわかる写真

《周知方法》チラシ配布（8月16日号広報とともに毎戸配布）、市ホームページ、いせさき情報メール、SNS

**問い合わせ先**

【住家被害への罹災証明書】	安心安全課	TEL0270-27-2706
【住家被害への見舞金給付】	社会福祉課	TEL0270-27-2748
【農業被害への見舞金給付】	農政課	TEL0270-27-2757